

平成31年多摩市議会第1回定例会について

1 日程

平成31年2月27日(水)～3月28日(木)(30日間)

行政報告等、施政方針、代表質問、一般質問	2月27,28日3月1,4,5日(5日)
補正・条例	3月6日(1日)
予算決算特別委員会	3月11,12,13,14,15日(5日)
常任委員会	18,19,20,22日(4日)
最終日	28日

2 国民健康保険に関する一般質問

(1) 遠藤ちひろ議員(改革みらい) 2月28日(木)

①生活習慣病の予防について

②介護・国保・後期高齢者各会計の健幸まちづくりによる効果を見込んだ今後の会計支出予測と適正化への取り組みについて

3 平成30年度補正予算について

(1) 一般会計補正予算(第8号)

全議員賛成。

(2) 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

全議員賛成。

4 平成31年度当初予算について

(1) 一般会計予算

賛成多数。

(2) 国民健康保険特別会計予算

賛成多数。

5 多摩市国民健康保険税条例の一部改正について

賛成多数。

6 多摩市国民健康保険条例の一部改正について

全議員賛成。

7 陳情について

- (1) 国民健康保険税の子どもの「均等割」の軽減を求める陳情
- (2) これ以上国民健康保険税を上げないことを求める陳情

(1)、(2)ともに審議未了。

8 遠藤ちひろ議員の一般質問に対する市長答弁

① 質問内容

かつて成人病と呼ばれた生活習慣病。代表的な糖尿病だけでも患者は 300 万人を超え、イメージとしては八王子と町田の両市を除く全三多摩住民が糖尿病患者ということだ。透析を含むその医療費は 2 兆円と言われており、0-4 歳の乳幼児医療費総額 1.2 兆円と比較すると桁外れの支出がわかるだろう。この支出はさらに拡大傾向にあるわけだが、糖尿病患者の 95%を占める 2 型糖尿病は生活習慣を改めることで予防ができる。天の岩戸作戦をはじめとした健幸まちづくり諸施策が、本市の生活習慣病予防にどう寄与してきたか、数字と実例で説明いただきたい。

② 市長答弁

市民の皆さんがいつまでも健康に地域で暮らしていくためには、生活習慣病の予防、早期発見、重症化の予防が重要です。

多摩市では、30 代健診、40 歳以上の多摩市国民健康保険被保険者並びに後期高齢者医療加入者に対する健康診査、各種がん検診等を実施し、疾病のリスクを早期に発見する体制を整えています。

更に、多摩市国民健康保険では、生活習慣病のリスクの高い被保険者に対して、特定保健指導や糖尿病重症化予防事業、健診異常値放置者受診勧奨事業などを実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療を推進することにより、被保険者の健康の保持増進を進めています。人工透析導入となると、医療費は年間 500 万円になると言われています。多摩市では、平成 25 年度より糖尿病重症化予防事業に取り組んでおり、これまで 262 名の患者に介入し、約 8 割の方に行動変容が見られ、生活習慣にも大きな改善が見られました。平成 30 年度からは、更に新たな仕組みも導入したところです。

また、天の岩戸作戦をはじめとした健幸まちづくり諸施策を推進することにより、市民の皆さんの行動変容を促し、健康で幸せな日々を過ごせるまちづくりの取組を進めていきたいと考えています。

② 質問内容

要介護認定 4 人に 1 人、認知症が 7 人に 1 人という未来がすぐ 5-6 年後まで迫ってきている。例えば介護保険支出は 6 年前（平成 24 年）の支出額 60 億円から、6 年後（平成 37 年度）には 180 億円へと 3 倍に。あわせて 40-64 歳までの 2 号

被保険者が負担する介護保険料月額も 8500 円程度まで上昇していかざるをえない。介護、国保、後期高齢者の会計について健幸まちづくりによる効果を見込んだ今後の各会計支出予測（上位～下位）と適正化への取り組みを伺う。

② 市長答弁

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について、健幸まちづくりによる効果を見込んだ今後の歳出の予測は困難ですが、今後、更に高齢化が進展し、特に後期高齢者が増えていくなかでは、医療給付費と介護保険給付費の上昇は避けられないと認識しています。

国民健康保険では、第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に基づき、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正給付、財源の確保の 3 項目を推進し、引き続き国民健康保険の安定的な運営に取り組んでいきます。

介護保険特別会計については、第 1 号被保険者の介護保険料基準額が、月額 4,809 円となっており、全国平均の 5,869 円より 1,000 円以上も安くなっていますが、今後の介護保険給付費の上昇という状況を踏まえると、給付の適正化への取組は重要であり、引き続き、介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検など、給付の適正化事業に取り組んでいきます。

さらに高齢化が進む状況にあっては、各制度を維持していく観点からも、市民一人ひとりの健幸まちづくりへの取組が重要であると考えており、庁内の横断的な事業をさらに推進することにより、市民の皆さんの健康保持・増進を図っていきたいと考えています。

9 多摩市国民健康保険税条例の一部改正について

(1) 提案理由

平成30年11月に、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定しました。この指針の具体的な取組の一つである保険税率の見直しでは、「国民健康保険の制度改革により、東京都から標準保険料率が毎年示されることから、平成30年度以降は標準保険料率を参考に保険税率を毎年見直す。改定率は、前年度比4%増を基本とする。」としています。

今回の改定は、指針どおり、すべての所得階層で4%程度の増額を基本としましたが、多摩市国民健康保険財政運営基金を活用することにより、医療分均等割額の増額を1,000円抑えた改定を行うものです。

改定内容については、医療所得割率を5.08%から5.27%に、同均等割額を2万6,000円から2万6,500円に、後期支援分所得割率を1.63%から1.71%に、介護分所得割率を1.47%から1.52%に、同均等割額を1万700円から1万1,200円に、それぞれ改めるものです。

また、保険税率の均等割額を変更したことから、合わせて均等割額の減額分を変更します。

7割軽減の対象となる世帯については、医療分均等割額を1万8,200円から1万8,550円に、介護分均等割額を7,490円から7,840円に改定し、5割軽減の対象となる世帯については、医療分均等割額を1万3,000円から1万3,250円に、介護分均等割額を5,350円から5,600円に改定し、2割軽減の対象となる世帯については、医療分均等割額を5,200円から5,300円に、介護分均等割額を2,140円から2,240円に改定するものです。

10 多摩市国民健康保険条例の一部改正について

(1) 提案理由

多摩市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金は、被保険者が出産したときに世帯主に対して42万円を支給することを規定しています。

この金額は、健康保険法施行令を引用し、同法施行令第36条に規定する健康保険法第101条の政令で定める額である40万4,000円に、産科医療補償制度に加入する医療機関などで出産した場合に1万6,000円を加算した額となっています。

この加算は、被保険者が産科医療補償制度加入医療機関を利用した場合、支払う出産費用に産科医療補償制度への掛け金相当額を上乗せ徴収されるため、出産一時金は40万4,000円にさらに1万6,000円を加算した金額としています。

このことから、条例の規定において支給金額の根拠を明確にし、保険給付の適正化を進めるため、条例の一部を改正するものです。